

船舶事故調査報告書

平成27年2月12日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 庄司邦昭（部会長）
 委員 小須田 敏
 委員 根本美奈

事故種類	衝突
発生日時	平成26年5月14日（水） 12時50分ごろ
発生場所	神奈川県横須賀市観音崎南南東方沖 観音崎灯台から真方位163° 1.5海里付近 （概位 北緯35° 13.9′ 東経139° 45.3′）
事故調査の経過	平成26年5月14日、本事故の調査を担当する主管調査官（横浜事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A プレジャーモーターボート 第3和丸、3.4トン 235-44613 神奈川、個人所有 9.33m (Lr) × 2.54m × 0.89m、FRP ディーゼル機関、180.20kW、平成15年9月 B プレジャーモーターボート チカカノⅡ、2.6トン 290-62773 神奈川、株式会社アネスト 6.68m (Lr) × 2.46m × 1.23m、FRP ディーゼル機関、60.30kW、平成24年12月
乗組員等に関する情報	船長A 男性 65歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成13年11月9日 免許証交付日 平成23年5月10日 （平成28年11月8日まで有効） 船長B 男性 59歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成6年11月14日 免許証交付日 平成21年7月13日 （平成26年12月20日まで有効）
死傷者等	A なし B 死亡 1人（船長B）
損傷	A 船首外板に亀裂及び擦過傷、左舷船底外板に擦過傷、プロペラに曲損等 B 左舷中央部外板に亀裂及び擦過傷、操舵室の圧壊等
事故の経過	A 船は、船長Aが1人で乗り組み、東京湾内の釣り場3箇所で漂泊

	<p>して釣りをした後、最初に釣りをした浦賀水道航路第1号灯浮標の西方沖に戻って魚群探知機で探索を行った。</p> <p>船長Aは、釣果が得られず、魚影もなかったことから、平成26年5月14日12時46分ごろ横浜市金沢区の平潟湾の定係地に向けて帰途につき、手動操舵により観音埼東方沖を針路目標として約18.0ノットの対地速力で北進した。</p> <p>船長Aは、帰途につく前から眠気を催しており、操舵室右舷側の操縦席に腰を掛けた状態で操船しているうちに居眠りに陥った。</p> <p>A船は、同じ速力で航行を続け、12時50分ごろ、観音埼南南東方沖において、A船の船首とB船の左舷中央とが衝突した。</p> <p>船長Aは、衝突の衝撃で目覚め、周囲を見回してB船と衝突したことを知って海上保安庁に118番通報を行い、B船に向かおうとしたものの、主機のクラッチが入らず、B船に接近することができなかった。</p> <p>B船は、船長Bが1人で乗り組み、定係地の横須賀市横須賀港の浦賀地区のマリーナに、14時00分ごろ戻る予定であるとの届出をし、09時00分ごろ観音埼南南東方沖の釣り場に向かった。</p> <p>B船は、錨泊中、その左舷中央とA船の船首とが衝突した。</p> <p>船長Bは、意識を失った状態で、海面に浮いているところを近くにいた釣り船によって救助され、巡視艇及び救急車に引き継がれて病院に搬送されたが、死亡が確認され、外傷性ショックによる死亡と検案された。</p> <p>A船は、海上保安庁の指示により自力で、B船は、巡視艇にえい航されてそれぞれ浦賀地区のマリーナに入港した。</p>
<p>気象・海象</p>	<p>気象：天気 曇り、風向 南西、風力 4、視界 良好</p> <p>海象：潮汐 上げ潮の初期</p>
<p>その他の事項</p>	<p>A船及びB船は、共にキャビン付きのプレジャーモーターボートであった。</p> <p>船長Aは、持病もなく健康であったが、4日前及び3日前に行った親族宅の引っ越し作業の疲労が残っており、また、当日の睡眠時間は約4時間であった。</p> <p>船長Aは、平成17年8月にA船を購入して趣味の釣りに使用し、年間約40回出航していた。</p> <p>船長Aは、出航するときにはいつも同乗していた家族1人が当日は用事があったため同乗せず、単独で出航していた。</p> <p>船長Aは、眠気を催したときは、ガムを噛んだりして眠気を払っていたが、当日はガムを持参していなかった。</p> <p>B船は、船首から錨索を伸ばさせて錨泊していた。</p> <p>B船は、船長Bが釣りに使用していたと思われる釣り竿、仕掛け及びびたも網等が左舷側のデッキ上に残されていた。</p>

	船長Bは、救命胴衣を着用していた。
分析 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析	A あり、B 不明 A なし、B なし A なし、B なし A船は、観音崎南南東方沖を北進中、船長Aが、手動操舵により操船中に居眠りに陥ったことから、B船と衝突したものと考えられる。 船長Aは、疲労と短い睡眠時間から居眠りに陥ったものと考えられる。 B船は、観音崎南南東方沖で錨泊中、船長Bが、釣りをしていたところ、A船と衝突したものと考えられる。
原因	本事故は、観音崎南南東方沖において、A船が北進中、B船が錨泊中、船長Aが、操船中に居眠りに陥ったため、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・疲労を感じているときや短い睡眠時間での操船は、控えることが望ましい。